

<別表 2 >

評議員選任・解任委員、評議員及び役員費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人須恵保育園定款第8条、第21条、評議員選任・解任委員会運営規則第6条の規定に基づき、評議員選任・解任委員、評議員及び役員の報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等の報酬は、社会福祉法人須恵保育園定款第8条、第21条、評議員選任・解任委員会運営規則第6条に定めるとおり支給しないものとする。

ただし、理事長には勤務の実態に即して、月額2万円を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

種別	支給額	支給基準
理事	5,000円	理事会への出席
監事	5,000円	理事会への出席
評議員	5,000円	評議員会への出席
評議員選任・解任委員	5,000円	評議員選任・解任委員会への出席

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。